

令和7年1月15日

子どもの預かり室 自然災害等発生時における休室基準

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報および特別警報が発令された場合

警報及び特別警報発令時および解除時の対応	
暴風警報・暴風雪警報および大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報が午前6時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休室。但し、午後1時までに解除された場合、警報解除1時間後に開室する。
午後1時までに解除されない場合	休室
預かり中に発令された場合	保育を中止し、各保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう電話連絡をする。

※前日に気象庁の台風情報で、翌日の預かり時間中（午前9時から午後4時まで）に発令される可能性が高い場合は、子ども家庭課長の判断により、事前に休室となる場合がある。その際は、事前利用予約された保護者に「ことりルームびっぴ」から休室の電話連絡をする。

※暴風警報、暴風雪警報および特別警報については、「長久手市」に発令された場合とする。

※保護者とお子さんの安全確保のため、上記対応に限らない場合もある。

(2) 熱中症特別警戒情報 午後2時に愛知県に「熱中症特別警戒情報（アラート）」が発表された場合、発表された日の翌日は終日休室とする。

(3) 地震

震度5弱以上の地震が発生した場合		地震発生当日は休室。
預かり中に発生した場合	震度5弱以上	保育を中止し、子どもの安全を確保。預かり室の安全が確認できたら待機、危険がある場合は子育て支援センターに避難し、各保護者へ速やかに迎えに来てもらうよう電話連絡をする。
	震度5弱未満	保育を中止し、子どもの安全を確保。預かり室の安全が確認できたら保育の継続、危険がある場合は子育て支援センターに避難等する。

(4) 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	休室の場合は、災害対策本部の判断による。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	休室の場合は、災害対策本部の判断による。
預かり中に地震が発生した場合	(3)の対応と同様。

(5) 火災・不慮の事故など 高齢者生きがいセンター内での火災発生や、子どもの預かり室設備に不慮の事故等が発生した場合、保育を中止し、子どもの安全を確保する。状況に応じて、子育て支援センターに避難し、各保護者に電話連絡をし、迎えを要請する。

(6) 職員配置 職員は原則出勤。但し、交通状況等により出勤困難な場合は、個別で判断する。

シルバー人材センターの派遣労働者は、(1)について午前6時以降に解除されても終日勤務しない。